

事務連絡  
平成31年2月6日

各都道府県森林保護対策担当課長 殿  
(岐阜県、愛知県は除く)

林野庁研究指導課  
森林保護対策室長

### 豚コレラ発生に伴う野生イノシシに関する対応について

平素より、森林における鳥獣被害対策にご尽力いただき感謝申し上げます。  
昨年9月に岐阜県において我が国で26年ぶりとなる豚コレラが豚飼養農場において発生し、2月6日には愛知県の豚飼養農場において8例目の発生が確認されるとともに、長野県、岐阜県、滋賀県及び大阪府の豚飼養農場でも陽性が確認される等、被害が拡大しています。また、岐阜県及び愛知県の野生イノシシにおいても、これまで116例の豚コレラ陽性事例が確認されています。

これらについては、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県畜産主務部長に野生動物の感染検査の実施に係る通知が発出され、環境省野生生物課長からは鳥獣行政担当部局長に協力依頼がなされているところです。

このような中、下記について適切に対応方をお願いします。

また、このことについて、貴都道府県林務担当に周知いただくとともに、管下市町村、関係林業事業者への指導方をお願いします。

なお、農林水産省消費・安全局動物衛生課長及び環境省野生生物課長の通知等は別添のとおりです。

### 記

- 1 森林内において死亡した野生イノシシを発見した際における、各都道府県の家畜衛生担当部局への連絡
- 2 都道府県家畜衛生部局が感染した野生イノシシを確保した地点の消毒、必要に応じた通行の制限又は遮断が行われる場合における協力
- 3 以上を含む対応関連情報の、家畜衛生担当部局等の関連部局への提供(林野庁を含む)

担当：林野庁研究指導課  
森林保護対策室  
志磨、中條  
代表：03-3502-1063  
FAX：03-3502-2104

(別添)

環自野発第 1809102 号  
平成 30 年 9 月 10 日

都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局  
野生生物課長  
(公印省略)

岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う  
野生イノシシへの対応について (注意喚起)

鳥獣行政の推進につきましては、日頃より協力を頂き感謝いたします。

9月9日に岐阜県内において豚及びイノシシの伝染性疾病である豚コレラの発生が確認されました。

豚コレラについては、農林水産省及び岐阜県により適切な防疫措置が進められているところです。

本疾病は理論的に野生イノシシへ感染する可能性があることから、都道府県の鳥獣行政担当部局におかれましては、野生イノシシの大量死・不審死等に対して警戒を強化していただくようお願いいたします。

また、必要に応じて関係団体に注意喚起及び情報提供の旨、周知を宜しくお願いいたします。

環自野発第 1809146 号

平成 30 年 9 月 14 日

都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局

野生生物課長

( 公 印 省 略 )

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施への協力依頼について

鳥獣行政の推進につきましては、日頃より協力を頂き感謝いたします。

岐阜県における豚コレラの発生に伴い農林水産省から都道府県畜産主務部長へ別添のとおり野生動物の感染確認検査の実施について通知したところです。

つきましては、鳥獣行政担当部局におかれましては、当該検査の円滑な実施について、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

岐阜県における豚コレラ発生に伴う野生動物の感染確認検査の実施について

岐阜県において、9月9日に豚コレラの発生が確認されたことを踏まえ、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）に基づき、野生いのしし群に対する感染確認検査を実施したところ、発生農場から半径10kmの範囲内で確保された死亡いのししから、豚コレラを否定できない結果（蛍光抗体法：陰性、遺伝子検査（PCR検査及び制限酵素による簡易判別）：陽性）が出たことから、野生生物担当部局とも連携のもと、緊急に野生いのししにおける本病の浸潤状況を確認する必要があります。

つきましては、当面の間、野生いのししを確保等した場合の確認検査、養豚農場への野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底について、下記のとおりとしますので、遺漏ないよう対応方御願いたします。

記

1. 野生いのしし群における本病の浸潤状況確認

(1) 浸潤状況確認検査

ア 貴県内において、死亡した野生いのししについて、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施するための検体を採材する。

このため、都道府県の家畜衛生担当部局は野生生物担当部局に対し、死亡した野生いのししを発見した場合には、家畜衛生担当部局に連絡することについて猟友会等の関係者への協力を要請するよう依頼するとともに、これら野生いのししからの検体の採材に協力するよう依頼する。

イ 都道府県の家畜衛生担当部局は、採材した検体について、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

(2) 確認場所の消毒等

都道府県の家畜衛生担当部局は、関係機関・団体の協力を得て、死亡した

野生いのししの確認検査を実施し、その結果が豚コレラを否定できない場合、当該野生いのししを確保した地点の消毒、必要に応じた通行の制限又は遮断を行う。

## 2. 野生動物等からの病原体の侵入防止の徹底

### (1) 防疫対策の再徹底

消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用や死亡豚と野生動物との接触防止、家畜が死亡した際は処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管する等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、確認・指導を再徹底する。

さらに、防疫指針第4の1に規定する豚の飼養者からの異常豚の発見の通報を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確に初動対応を実施する。

### (2) 飼養豚での発生を早期に摘発するための対策

ア 都道府県の家畜衛生担当部局は、死亡した野生いのししの確認検査を実施し、その結果が豚コレラを否定できない場合、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚（いのししを含む。以下同じ。）の飼養農場に対する立入検査を行い、死亡豚やひね豚の増加等の異状の有無を確認する。また、必要に応じて病性鑑定を実施するための検体を採材し、原則として抗原検査及び血清抗体検査を実施する。

イ 都道府県の家畜衛生担当部局は、当該野生いのししを確保した地点を中心とした半径10キロメートル以内の区域の全ての豚飼養農場に対し、1.(2)の消毒終了後少なくとも28日間、飼養豚の死亡状況等の報告を定期的に求める。

以上

## 豚コレラに対する新規対策について

平成31年2月5日  
農林水産省消費・安全局  
農林水産省農村振興局

岐阜県における豚コレラの発生拡大を踏まえ、以下の新規対策を実施する。

### 1. 国による県内全養豚農場の現地指導

小里農林水産副大臣を総括担当者とし、岐阜県内の養豚農場全て（35農場）を対象に、国が速やかに現地指導を実施。指導にあたっては、養豚指導の経験獣医師や指導経験豊富な都道府県獣医師等も参画。

### 2. 「農林水産省豚コレラ現地対策本部」の設置

現地指導の陣頭指揮や、岐阜県及び愛知県に対する指導と連絡のため、現地に対策本部を設置。農林水産省職員が本部員として常駐。

### 3. 豚コレラ対策事業の緊急拡充

対策強化のため、

- 野生いのししの移動によるウィルス拡散を防ぐ防護柵の早期完成・防御力強化
  - 野生いのししの検査に係るかかり増し経費に加え、国による捕獲活動費用の全額一括支援を実施
  - 中国からの直行便のある全空港について、中国語通訳を配置し、水際の検疫を強化
- 等に緊急に着手。これらの対策への必要額を確保。